

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領

策定 平成27年7月8日 畜第452号
最終改正 令和4年10月25日 畜第972号

第1 趣旨

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の実施に当たっては、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。以下「国事務取扱い」という。）、に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の実施手続き

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体（国要領別紙1第2に定めるものをいう。）は、あらかじめ事業実施計画を国要領別記様式第1号により作成し、知事が認定した畜産クラスター計画と併せて、取組主体（国要領別紙1第3に定めるものをいう。）の事業実施地区が所在する市町村長（事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては原則として主に事業を行う区域を所管する市町村長とする。）に、別記様式第1号を付して提出するものとする。

ただし、県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると知事が特に認める場合には、知事に直接提出するものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に書類の写しを提出する。

(2) 市町村長は、(1)で提出を受けた事業実施計画等について、別記様式第2号及び3号を付して知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、上記1に準ずる。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業実施主体又は取組主体の変更
- (4) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- (5) 補助金の増又は30%を超える減
- (6) 成果目標の変更
- (7) 事業の完了年度の変更

3 事業の着工等

本事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合は、事業の内容が明確となり、かつ補

助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、国事務取扱い別記様式第2号の交付決定前着工届を作成し、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

なお、第2第1項(1)ただし書きに該当する場合は、知事に直接提出し、関係する市町村長に写しを提出するものとする。

4 事業完了確認等

(1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに国事務取扱い別記様式第5号のしゅん功届を作成し、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

なお、第2第1項(1)ただし書きに該当する場合は、知事に直接提出し、関係する市町村長に写しを提出するものとする。

(2) 事業完了確認は、畜産関係補助事業等に係る確認検査要領に基づき行うものとする。

(3) 市町村長は、確認の結果、不適正な事項があると認めるときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。

第3 事業の評価

事業実施主体は、国要領別紙1第9の1に基づく事業評価の報告を、国要領別紙1別記様式第3号により、目標年度の翌年度の7月末までに、別記様式第4号を付して、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

なお、第2第1項(1)ただし書きに該当する場合は、知事に直接提出し、関係する市町村長に写しを提出するものとする。

第4 書類の経由

この要領の規定により知事に書類を提出する場合は、取組主体の事業実施地区が所在する市町村を管轄する農業事務所長を経由するものとする。

ただし、県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると知事が特に認める場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

2 平成27年度の予算に係る補助金の事業成果の報告等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別記様式第1号（第2の1関係）

番 号
年 月 日

市 町 村 長 様

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施計画の
承認(変更)申請について

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領第2の1の規定により、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

別記様式第2号（第2の1関係）

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施計画の
承認(変更)申請について

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領第2の1の規定により、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

別記様式第3号（第2の1関係）

市町村事業実施計画総括表

（1）総括表

（市町村名： ）

番号	事業実施 主体名	取組 主体名	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完 了 年月日	備 考
							国 庫 補助金	都道府 県 費	市町村 費	その他		
事業費計												
附帯事務費												
計												

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
- 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
- 3 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	その他	
	円	円	円	円	
合計					

- (注) 1 事業内容欄は、畜産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

(3) 個別表

番号	事業実施 主体名	達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値								備考
		取組の効果	効果の指標	現状値	目標値	増減率等	目標数値 の考え方	事後評価 の 検 証 方 法	現況値の 内容	
				(●年)	(●年)				(設定基準 ・項目) (事業実施 主体の現 況)	

- (注) 1 「番号」欄には、総括表と同様の番号を記入すること。
- 2 「取組内容」欄には、事業実施主体の取組内容を記入すること。
- 3 「取組の効果」欄には、事業実施主体が事業の実施により期待される効果（生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等）をすべて記入する。
- 4 「効果の指標」欄には、「取組の効果」欄に記入した効果ごとに検証するための指標を記入する。
- 5 「目標数値の考え方」欄には、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入する。
- 6 「事後評価の検証方法」欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができるのか記入する。

別記様式第4号（第3の1関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施状況報告書（評価報告書）

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領第3の1の規定により、別添
のとおり報告します。

（注）事業実施状況報告書（評価報告書）を添付すること。